

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。
別表第二第二号を次のように改める。

二 質量計

イ 非自動はかり

- (1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が一トン以下のもの

ひょう量が三十キログラム以下のもの

千円

ひょう量が百キログラム以下のもの

千二百五十円

ひょう量が二百五十キログラム以下のもの

千六百五十円

ひょう量が五百キログラム以下のもの

二千円

ひょう量が五百キログラムを超えるもの

(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの

ひょう量が十キログラム以下のもの

ひょう量が十キログラムを超えるもの

(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの

ひょう量が五キログラム以下のもの

ひょう量が二十キログラム以下のもの

ひょう量が五十キログラム以下のもの

ひょう量が百キログラム以下のもの

ひょう量が二百五十キログラム以下のもの

ひょう量が五百キログラム以下のもの

ひょう量が一トン以下のもの

二千三百五十円

百円

百九十円

百五十円

百八十円

二百四十円

三百四十円

五百十円

九百円

千五百円

ひょう量が二トン以下のもの

二千四百五十円

ひょう量が五トン以下のもの

六千円

ひょう量が十トン以下のもの

七千七百元

ひょう量が二十トン以下のもの

一万千四百円

ひょう量が三十トン以下のもの

一万四千円

ひょう量が四十トン以下のもの

一万八千九百元

ひょう量が五十トン以下のもの

二万千三百円

ひょう量が五十トンを超えるもの

三万七千九百元

最小の目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあつては、(1)から(3)までに掲げる金額の二倍の額とする。

ロ 自動捕捉式はかり

(1) 自動重量選別機

ひょう量が六百グラム以下のもの

五万六千七百元

ひょう量が五キログラム以下のもの

ひょう量が二十キログラム以下のもの

ひょう量が百キログラム以下のもの

ひょう量が百キログラムを超えるもの

(2) (1)に掲げるもの以外のもの

ひょう量が六百グラム以下のもの

ひょう量が五キログラム以下のもの

ひょう量が二十キログラム以下のもの

ひょう量が百キログラム以下のもの

ひょう量が百キログラムを超えるもの

別表第四第二号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 自動捕捉式はかり

六万七百元

六万四千元

八万六千二百円

八万七千八百円

四万四千元

四万八千元

五万四千四百円

七万三千六百円

七万五千二百円

百五十八万四千百元

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(自動捕捉式はかりの検定に係る手数料の額に関する特例)

2 平成三十四年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている自動捕捉式はかりについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。

理由

自動捕捉式はかりに係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、その検定及び型式承認に係る手数料の額を定める必要があるからである。